# 令和 4 年度 第 1 回豊山町地域公共交通会議

日時 令和4年6月21日(火)午後1時40分

場所 豊山町役場 研修室2

# 目次

【報告(	1)]	本町における地域公共交通の現況について1
【報告(2	2)]	令和3年度事業報告について7
【協議(1	1)]	令和4年度事業計画(案)について8
【協議(2	2)]	高齢者割引の短期間の試行について13
【協議(:	3)]	豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について15
豊山町地域	或公夫	・ - - - - - - - - - -

### 【報告(1)】本町における地域公共交通の現況について

■ 令和4年4月1日時点

### 1 概要

### (1) 名鉄バス

### ① 西春・空港線(西春駅⇔名古屋空港)

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台~午後10時台	36往復 ※4便*	30分間隔	100 円~350 円
土·休日		31.5往復	(昼間時)	

<sup>※</sup>朝2便、夕方2便の西春~名古屋空港間のノンストップ便

### ② 県営名古屋空港線(名鉄バスセンター⇔栄⇔名古屋空港・あいち航空ミュージアム)

時間帯	本数	運行間隔	運賃	
左台 C 味 人 - 左後 C 味 ム	名駅発5便	1 厘 / 0 - 4 吐眼	600 円~700 円	
午前6時台~午後5時台	空港発4便	1 便/2~4 時間		

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年8月26日から全便運休中

### (2) あおい交通

### ① 名古屋空港直行バス(名古屋駅前⇔県営名古屋空港)

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日 土・休日	午前6時台~午後10時台	45便 <sup>*1</sup> 39便 <sup>*2</sup> 3便 <sup>*3</sup>	2~4便/時間 1~3便/時間 1~3便/時間	100 円~700 円

本数※1:名古屋駅→あいち航空ミュージアム(エアポートウォーク北)、うち8便は勝川駅行

※2:名古屋空港→名古屋駅

※3:あいち航空ミュージアム(エアポートウォーク北)→名古屋駅

### ② 名古屋空港直行バス (栄⇔愛知県庁前⇔あいち航空ミュージアム (エアポートウォーク北))

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日 土・休日	午前8時台~午後4時台	3往復	1~4時間に 1便程度 (昼間時)	600 円~700 円

本数※あいち航空ミュージアム (エアポートウォーク北) 発便は栄→愛知県庁前

### ③ 幸田・勝川線(豊山幸田⇔勝川駅前)

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日 土·休日	午前6時台~午後10時台	22便 <sup>*1</sup> 16便 <sup>*2</sup> 5便 <sup>*3</sup>	1~3便/時間	100 円~300 円

本数※1:豊山幸田・名古屋空港→勝川駅、うち土・休日は4便減

※2:勝川駅→豊山幸田・名古屋空港、うち土・休日は3便減

※3:勝川駅→名古屋空港・エアポートウォーク北

### (3) とよやまタウンバス

### ① 北ルート (小牧市役所前⇔北部市場東)

	時間帯 本数		運行間隔	運賃	
平日	午前7時台~午後8時台	8 便	1便/時間	100 11 000 11	
土・休日	午前9時台~午後4時台	4 便	1便/時間	100 円~300 円	

### ② 南ルート (航空館 boon ⇔名古屋栄)

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台~午後10時台	1 4 往復	1 便/時間	100 H 500 H
土·休日	午前9時台~午後6時台	8往復	1 便/時間	100 円~500 円

### (4) 名古屋市営バス

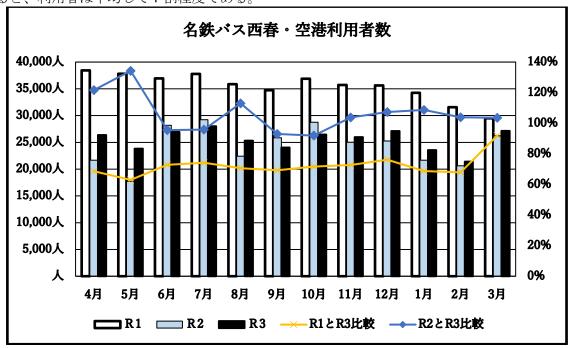
### ① 黒川11号系統(黒川⇔北部市場)

	時間帯	本数	運行間隔	運賃
平日	午前6時台~午後8時台	14便 <sup>**1</sup> 11便 <sup>**2</sup>	1~2時間に	均一制
土曜日	午前6時台~午後7時台	10便	1 便程度	210 円
休日	午前7時台~午後7時台	9 便	(昼間時)	

本数※1:黒川→北部市場、※2:北部市場→黒川

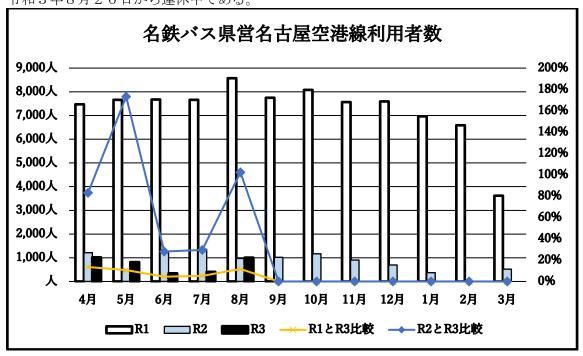
### 2 利用者数

令和3年度の年間利用者数は約306,000人である。コロナ禍以前の令和元年度と比較すると、利用者は平均して7割程度である。



### ② 県営名古屋空港線

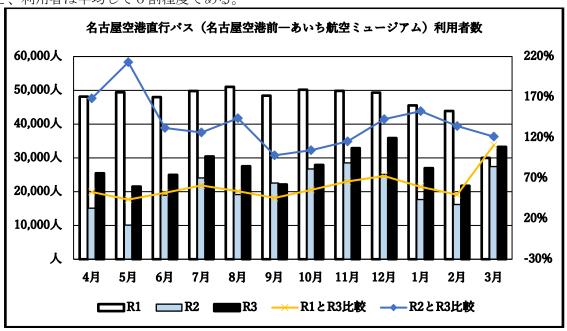
令和3年8月26日から運休中である。



### (2) あおい交通

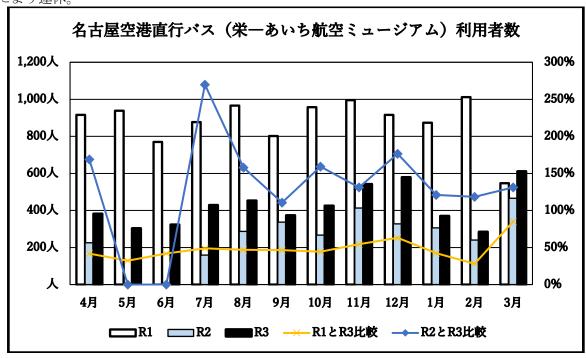
### ① 名古屋空港直行バス(名古屋駅-あいち航空ミュージアム間)

令和3年度の年間利用者数は約330,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、利用者は平均して6割程度である。



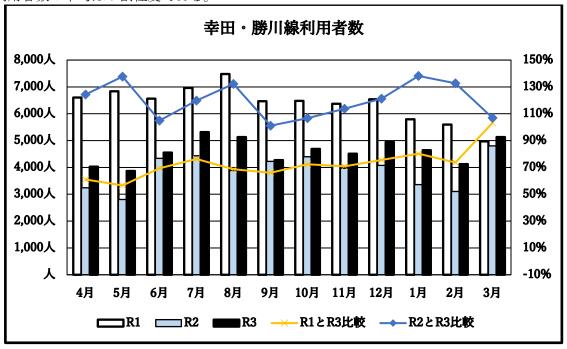
### ② 名古屋空港直行バス (栄-あいち航空ミュージアム間)

令和3年度の年間利用者数は約5,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、利用者は平均して5割程度である。令和2年5月・6月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により運休。



### ③ 幸田・勝川線

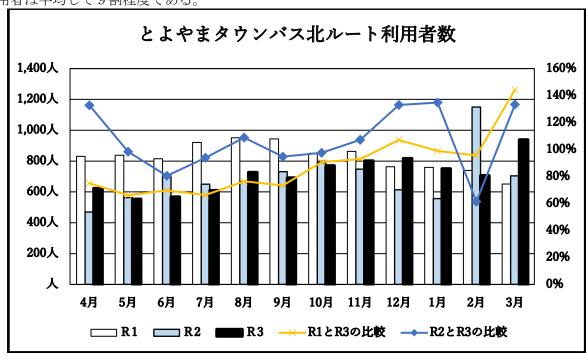
令和3年度の年間利用者数は約55,000人である。コロナ禍前の令和元年度との比較では、利用者数の平均は7割程度である。



### (3) とよやまタウンバス

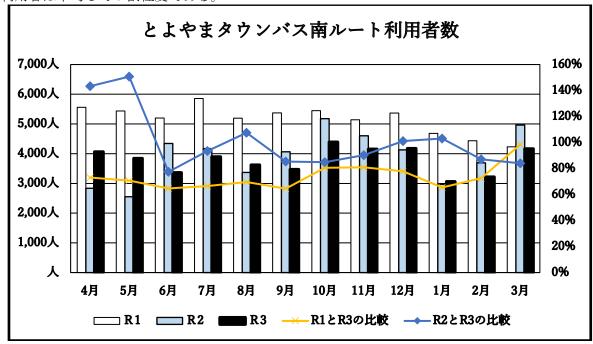
### ① 北ルート

令和3年度の年間利用者数は8,560人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、利用者は平均して9割程度である。



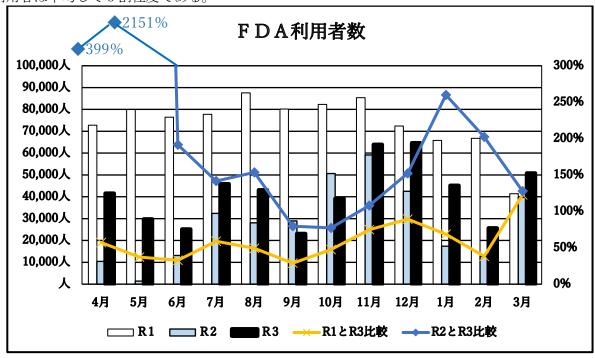
### ② 南ルート

令和3年度の年間利用者数は45,443人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、利用者は平均して7割程度である。



### (4) 県営名古屋空港利用者数 (FDA、コミューター定期運航) (参考)

令和3年度の年間利用者数は約500,000人である。コロナ禍前の令和元年度と比較すると、 利用者は平均して6割程度である。



## 【報告(2)】令和3年度事業報告について

行事等	実施時期	内容
第1回公共交通会議	6月22日	【報告事項】 ・本町における地域公共交通の現況について ・高齢者割引制度の試行について 【協議事項】 ・令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について ・豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について 【その他】 ・乗降客数カウンターを用いたタウンバスの利用実態把握 ・中学生のおでかけにおける家族の効果:離散選択モデルの推定
書面協議	8月	【協議事項】 ・高齢者割引制度の試行の拡大実施について
第2回公共交通会議	11月18日	【報告事項】 ・本町における地域公共交通の現況について ・高齢者割引制度(試行)の実施の中止について 【その他】 ・町制施行50周年記念事業について ・豊山町公共交通マップの更新について
公共交通マップ	11月末	・作成・配布
第3回公共交通会議(書面開催)	2月	【報告事項】 ・本町における地域公共交通の現況について ・とよやまタウンバス路線名のナンバリングについて ・豊山町公共交通マップの更新について ・県営名古屋空港への名古屋市バス延伸に関する要請について 【協議事項】 ・きたバス青山高添バス停移設について 【その他】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について
公共交通マップ	3月末	・作成・配布
WEBコンテンツ	随時	・町ホームページ更新

### 【協議(1)】令和4年度事業計画(案)について

令和元年度(2019年度)に策定した「第二次豊山町地域公共交通網形成計画」で定めた「自動車に頼らなくても、だれもが、安全・安心で便利に、行きたいところに行ける地域公共交通の実現」に向けて、豊山町地域公共交通計画を推進していく。

また、「安全・安心」、「利便」、「環境」をキーワードとする本計画に関連する目標は次のとおり。

- 1.人にやさしい安全な交通
- 2. まちの機能や魅力を高める利便性の高い交通
- 3. 環境にやさしい交通

### <参考>豊山町地域公共交通計画より抜粋

	事業の内容(実施主体)	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
	(1) 既存路線の維持と国の事業の積極的な活用					
\	(町・地域公共交通会議・交通事業者)					
\	①既存路線の継続運行					-
\			国のスケジ	ュール等に合わ	つせて申請等	
\	②地域公共交通確保維持改善事業の活用					-
\			国のスケジュ	ュール等に合札	つせて申請等	1
\	(2) 地域公共交通会議の開催(町・地域公共交通会議)					
\	①地域公共交通会議の開催					<b>—</b>
/			適宜	開催(年3回科	呈度)	
	(1) バスの待合環境の整備(町・施設管理者・交通事業者)					
人	①乗り換え拠点の整備			-		<b>•</b>
に			検討・協議		美	施
や	②バス待合施設として公共施設の有効活用		14-4	-		<b>-</b>
さ			検討・協議	ı	美	:施
L	(2) 高齢者等の移動範囲の拡大(町・交通事業者・福祉団体)					
い	①多様な交通サービスとの連携や新たな交通サービスの導入		14-4	-		<b>&gt;</b>
安			検討・協議	l	美	施
全	②高齢者割引制度の導入	10 = 1		-		<b>•</b>
な		検討	・協議		実施	
交	③「タクシー利用料金補助事業」の継続実施			(a) (b) 1 (c) 1 (c		<b></b>
通			I	継続して実施		
	④運転免許自主返納事業の実施					<b>—</b>
			ı	随時実施		ı
	(1) バスの利便性の向上(町・交通事業者・地域住民)					
	①とよやまタウンバスの改善					<b>—</b>
				随時実施		•
ま	②とよやまタウンバスの車両更新			-		
ち			実施	•		
利の	③GoogleMap等の検索サービスへの対応(GTFS整備)					<b>—</b>
便機			T	随時実施		
性能	(2)利用しやすい運賃体系の構築(町・交通事業者)					
のや	①わかりやすい運賃体系への見直し			-		<b>•</b>
高魅			検討・協議		美	施
い力	②新たな運賃支払い方法の導入		-			<b></b>
交を		検討	・協議		実施	
通高	(3) 近接市町のバス路線との連携(町・近隣自治体・交通事業者)					
め	①名古屋市営バスの県営名古屋空港までの延伸					-
る				継続して要請		
	②きたバス(北名古屋市)、こまき巡回バス(小牧市)、					
	かすがいシティバス(春日井市)との連携					,
			検討・協議		実	施
	(1) 自動車に過度に依存しない交通行動の促進					
	(町・交通事業者・地域住民)					
	①豊山町公共交通マップの作成・配布					-
環				随時実施		
境	②出前講座や利用促進イベントの実施					<b>—</b>
に				随時実施		
や	③交通行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの実施					<b>—</b>
さ				随時実施		
L	④公共交通のPR					<b>—</b>
い				随時実施		
交	(2) 自転車・徒歩で移動できる交通環境の整備(町・道路管理者)					
通	①安全で魅力的な自転車・歩行空間の整備					-
1	①女主で心力的な日転車・多行至间の歪曲					
	<b>少女主で応力的な日本半・少</b> 11年间の歪曲			随時実施		
	②サイクル&バスライドの推進		<b>—</b>	随時実施		<b>—</b>

事業の内容		実施目標年度	令和3年度実施内容	令和4年度の予定	
	1 既7	字路線の維持と国の事業の積極	的な活用(町・地域公共交	通会議・交通事業者)	
	(1)	既存路線の継続運行	国のスケジュールに合わ せて申請等	継続運行に努めた。	今後も継続運行に努める。
	(2)	地域公共交通確保維持改善 事業の活用	国のスケジュールに合わ せて申請等	タウンバス南ルートにおいて活用。	タウンバス南ルート及びあおい交通「幸田・勝川線」 において活 用。
	2 地	 	域公共交通会議)		
	(1)	地域公共交通会議の開催	毎年度	年3回開催した。(うち1回は書面開催)	年3回程度開催予定。
	3 /3	スの待合環境の整備(町・施設	と管理者・交通事業者)		
人にやさ	(1)	乗り換え拠点の整備	検討・協議 令和2年度~4年度 実施 令和5年度~	豊山町社会教育センターバス停を乗り換え拠点とするため、離れた位置にあったタウンバスのバス停を名鉄のバス停と4月から同じ場所に移設し、利便性の向上を図った。 北名古屋市コミュニティバス「きたバス」の青山高添バス停へ乗入れが7月26日から開始した。	豊山町、小牧市、北名古屋市のバスが相互乗り入れしている青山高添バス停について、町民の認知度向上のため、広報誌やHP等で周知を行う。
	(2)	バス待合施設として公共施 設の有効活用	検討・協議 令和2年度~4年度 実施 令和5年度~	サイクル&バスライドの拠点として駐輪場利用を推進するため、公共交通マップにバス停付近の町公共施設へ駐輪場マークを追記した。	バス停付近の町公共施設をサイクル&バスライド拠点として駐輪場利用を推進するため、引き続き周知を行う。
た さ	4 高額	命者等の移動範囲の拡大(町・	交通事業者・福祉団体)		
しい安全な交通	(1)	多様な交通サービスとの連 携や新たな交通サービスの 導入	検討・協議 令和 2 年度~ 4 年度 実施 令和 5 年度~	自動運転の実証事業をはじめとした新たな交通サービスについて、情報収集を行った。	継続して新たな交通サービスの導入に向けて継続して検討を行 う。
	(2)	高齢者割引制度の導入	検討・協議 令和 2 年度~ 3 年度 実施 令和 4 年度~	とよやまタウンバス等の町内を運行するバスにおいて、関係部署や関係事業者と連携し、試行的に高齢者割引の実施を予定していたが、コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。	とよやまタウンバス等の町内を運行するバスにおいて、関係部 署や関係事業者と連携し、試行的に高齢者割引を実施する。
	(3)	「タクシー利用料金補助事 業」の継続実施	継続して実施	介護を必要とする高齢者の通院、買物、娯楽等の利便を図るため、要介護認定又は要支援認定を受けているものに対するタクシー利用券を交付した。	継続して実施する。
	(4)	「運転免許自主返納事業」 の継続実施	随時実施	運転免許証を自主返納した高齢者に対し、とよやまタウンバス 回数券(26件)または町発行のタクシー利用券(11件)を交付し、 移動の支援を行った。	継続して実施する。
	5 バス	スの利便性の向上(町・交通事	「業者・地域住民)		
利便性の高い交通まちの機能や魅力を高な	(1)	とよやまタウンバスの改善	随時実施	令和3年4月からのタウンバスルート見直しにより、新栄小学校バス停を新設するとともに、豊山町社会教育センターバス停を名鉄のバス停と同じ場所に移設し、利便性の向上を図った。 系統番号を導入し、公共交通マップへ反映させた。	タウンバス車内の Wi-fi が老朽化したため撤去し、現行のバスロケーションシステムについて、利用者にとってより使いやすいものへ更新する。 利用者ニーズに対応した改善や見直しを随時検討する。
	(2)	とよやまタウンバスの車両 更新	実施 令和2年度~4年度	南ルートで運行している車両を1台更新し、令和2年度に行った1台の車両更新と合わせ、南ルート全車両(計2台)の更新が 完了した。	
め る	(3)	Google Map 等の検索サービ スへの対応(GTFS 整備)	随時実施	Google Map 等の各種検索サービスへの時刻データの提供を行った。	ダイヤ改正等に合わせ、適宜データ提供を行う。

事業の内容		実施目標年度	令和3年度実施内容	令和4年度の予定	
	6 利	用しやすい運賃体系の構築(町			
まちの機能や	(1)	わかりやすい運賃体系への 見直し	検討・協議 令和2年度~4年度 実施 令和5年度~	バス事業者と情報収取・検討を行い、長期的な視点で取り組ん だ。	引き続き、バス事業者と情報収取・検討を行い、長期的な視点で取り組む。
	(2)	新たな運賃支払い方法の導 入	検討・協議 令和2年度~3年度 実施 令和4年度~	とよやまタウンバスで令和2年8月に導入した「paypay」での 支払いについて、ホームページや公共交通マップで周知した。	交通系ICカードや電子マネー、QR決済等の新たな運賃支払い方法の導入について、引き続き検討を行う。
高魅	7 近	 隣市町のバス路線との連携(町		)	
い交通	(1)	名古屋市営バスの県営名古 屋空港までの延伸	継続して要請	12 月 20 日に名古屋市交通局長へ県営名古屋空港への名古屋市 バス延伸について要請した。	今後も必要に応じて取り組む。
	(2)	きたバス(北名古屋市)、 こまき巡回バス(小牧 市)、かすがいシティバス (春日井市)との連携	検討・協議 令和2年度~4年度 実施 令和5年度~	7月26日から北名古屋市の「きたバス」の青山高添バス停への乗り入れが開始された。 併せて役場内で「きたバス」の時刻表の配架を行った。	青山高添バス停でタウンバスと接続する「きたバス」、「こまくる」について、SNSや広報誌などで引き続き情報提供を行い、認知度向上を図る。
	8 自	動車に過度に依存しない交通?	-    動の促進(町・交通事業者	・地域住民)	
環境にやさしい交通	(1)	豊山町公共交通マップの作成・配布	随時実施	各バス事業者のダイヤ改正に合わせ、10月末及び3月末の2回作成をし、配布を行った。 また、令和4年4月1日発行版へは、バス停付近にある町公共施設へ駐輪場マークを追記した。	今年度も継続して各バス事業者のダイヤ改正に合わせ、12月及び3月の2回作成・配布予定である。
	(2)	出前講座や利用促進イベン トの実施	随時実施	教育委員会が所管する「出前講座」のメニューに登録し、高齢者 や主婦、子ども、地域団体など各種団体に対し、乗り方教室(出 前講座)の開催について周知を行ったが、要望がなく開催実績は ない。	引き続き教育委員会所管の「出前講座」のメニューに登録するとともに各種団体に対し、周知を行う。
	(3)	交通行動の変容を促すモビ リティ・マネジメントの実 施	随時実施	令和2年度に名古屋大学と連携し、豊山中学校の生徒とその親を対象に実施した「おでかけに関するアンケート調査」の結果について、第1回地域公共交通会議で報告された。	引き続き交通行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの実施に向けて検討を進める。
	(4)	公共交通のPR	随時実施	とよやまタウンバスの車内 Wi-fi やバスロケーションシステム などのサービスについて、ホームページなどで周知を行った。	タウンバスで町制施行 50 周年記念ロゴマークのラッピングを 実施する。町広報誌やホームページ、SNSを通して、継続して 情報提供を行うとと もに、町のイベント でPRするなど住民 への周知を強化して 取り組む。
	9 自転車・徒歩で移動できる交通環境の整備(町・道路管理者)				
	(1)	安全で魅力的な自転車・歩 行空間の整備	随時実施	自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、高齢者 及び高校生以下の子どもを対象に自転車用ヘルメットの購入費 用の補助を行った。(107件)	ヘルメット購入費補助事業を継続して実施する。 また、自転車と公共交通の共存のために、出前講座や利用促進 イベントなどで自転車マナーの啓発活動に取り組む。
	(2)	サイクル&バスライドの推 進	検討・協議 令和2年度~3年度 実施 令和4年度~	サイクル&バスライドの拠点として駐輪場利用を推進するため、公共交通マップにバス停付近の町公共施設へ駐輪場マークを追記した。	公共施設については、サイクル&バスライド拠点として駐輪場利用の促進を図る。駐輪場の設置については、長期的な課題として情報収集・検討を行う。

### 2 令和4年度スケジュール

行事等	実施時期	内容
行事等 第1回公共交通会議	実施時期 6月21日(火)	内容 【報告事項】 ・本町における地域公共交通の現況 について ・令和3年度事業報告について 【協議事項】 ・令和4年度事業計画(案)について
<b>支藤 水恵江 の 伝 押服</b>		・高齢者割引の短期間の試行について ・豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
高齢者割引の短期間 の試行	9月10日(土) ~9月23日(金)	豊山町内を運行するバスに係る高齢 者に対する割引を、短期間に限って 試行する。
タウンバスバスロケ ーションシステム更 新	10月	とよやまタウンバスのバスロケーションシステムを更新し、運用を開始 する。
第2回公共交通会議	10月中旬頃	<ul><li>・地域公共交通の現況</li><li>・高齢者割引の短期間の試行の実施の報告</li><li>・その他未定</li></ul>
公共交通マップ	11月末	・作成・配布
第3回公共交通会議	2月下旬頃	<ul><li>・地域公共交通の現況</li><li>・高齢者割引の短期間の試行の結果 及び評価について</li><li>・その他未定</li></ul>
公共交通マップ	3月末	・作成・配布
WEBコンテンツ	随時	・町ホームページ更新

### 【協議(2)】高齢者割引の短期間の試行について

### 1 目的

豊山町内を運行するバスに係る高齢者に対する割引を、短期間に限って試行することによって、高齢者の外出支援や社会参加の促進が図られるかどうかを検証する。

### 2 概要

(1) 対象者

令和4年8月1日において、住民基本台帳法の規定により、豊山町の住民基本台 帳に記録されている昭和23年4月1日以前に出生した者

(2)対象路線及び対象区間 ※P14一覧表参照

とよやまタウンバス北ルート 全区間 とよやまタウンバス南ルート 全区間

名鉄バス株式会社 豊山町内バス停での乗降に限る。 あおい交通株式会社 豊山町内バス停での乗降に限る。

(3) 実施期間

令和4年9月10日(土)~9月23日(金)の14日間 (予備日:令和4年11月1日(火)~11月14日(月)の14日間)

### (4) 割引額及び費用負担

- ① 割引額は、豊山町が発行した敬老パス(以下「敬老パス」という。)を有する 対象者が、対象路線の対象区間に乗車した運賃相当額とする。
- ② 豊山町は、実施期間における割引額を全額負担する。

### (5) 利用の流れ

- ① 対象者は、実施期間において、対象路線のバスの乗務員に敬老パスを提示することにより割引を受けるものとする。
- ② 敬老パスの提示を受けたバスの乗務員は、利用人数及び利用金額を日報に記録する。
- ③ バス運行事業者は実施期間終了後、利用人数及び割引額を豊山町へ報告する。
- ④ 豊山町は、割引額を報告したバス運行事業者に対して、内容を精査の上、当該割引額を支払う。

### (6) アンケート

敬老パスを提示することにより割引を受ける対象者に、アンケートの回答をお願いする。

### 3 スケジュール

6月21日 公共交通会議において協議

7月 豊山町とバス運行事業者間で覚書を締結

- 8月 広報誌、HP等で住民周知
- 8月末~9月初旬頃 敬老パスの交付申請受付、申請者に送付
- 9月10日(土)から9月23日(金)にかけて実施

### 4 役割分担(豊山町)

保険課:本試行の住民への周知(広報)及び対象者への敬老パス(ア

ンケート用紙含む) の送付に係る事務並びにバス運行事業者

に係る報告の受領及び支払事務

まちづくり推進課:バス運行事業者との調整、運輸局との調整、公共交通会議で

の協議等、本試行の実施に係る事務、アンケートの回収等本

試行に係る検証

### 【高齢者割引制度 対象路線及び対象区間 一覧】

とよやまタウンバス(北ルート)

小牧市役所前	小牧市民病院	小牧市武道館北
航空館 boon	八剱神社	青山江川
日吉神社	青山高添	青山東栄
新栄小学校	豊山町役場	豊山町社会教育センター
豊山町商工会	豊山中学校	空港南
エアポートウォーク	伊勢山西	西豊場
北部市場東	青塚古墳西	志水小学校
神戸	伊勢山南	伊勢山

### とよやまタウンバス (南ルート)

航空館 boon	青山江川	青山
青山高添	青山東栄	新栄小学校
豊山町役場	豊山町社会教育センター	豊山町商工会
豊山中学校	伊勢山	伊勢山南
青塚古墳前	北部市場東	黒川
愛知県庁前	名古屋栄	

### 名鉄バス (西春・空港線)

名古屋空港	豊山町社会教育センター	中新田
エアポートウォーク	空港西	伊勢山西
西豊場	北部市場北	

### 名鉄バス (県営名古屋空港線)

名古屋空港	あいち航空ミュージアム	
-------	-------------	--

### あおい交通(空港直行バス)

豊山幸田	三菱重工南	名古屋空港
あいち航空ミュージアム (エアポートウォーク北)	豊山町商工会	空港南

### 【協議(3)】豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

令和4年6月21日

豊山町地域公共交通会議会長 鈴木 邦尚

第10条中「まちづくり推進係」を「まちづくり推進グループ」に改める。

附則

この告示は、令和4年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和4年4月1日から適用する。

### <新旧対照表>

新	旧
(庶務)	(庶務)
第10条 交通会議の庶務は、産業建設部	第10条 交通会議の庶務は、産業建設部
まちづくり推進課まちづくり推進グルー	まちづくり推進課 <u>まちづくり推進係</u> にお
<u>プ</u> において処理をする。	いて処理をする。
2 地域公共交通に関する相談、苦情等に	2 地域公共交通に関する相談、苦情等に
対応するため、産業建設部まちづくり推	対応するため、産業建設部まちづくり推
進課 <u>まちづくり推進グループ</u> を連絡、通	進課 <u>まちづくり推進係</u> を連絡、通報窓口
報窓口に定めるものとする。	に定めるものとする。

### 豊山町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

#### (協議事項)

- 第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 町内における公共交通のあり方の検討
  - (2) 町内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
  - (3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの内容を変更する場合にあたってはその変更事項
  - (4) 法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
  - (5) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

#### (交通会議の構成員)

- 第3条 交通会議の構成員は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。
  - (1) 町長又はその指名する者
  - (2) 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその 指名する者
  - (3) 住民又は利用者の代表
  - (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
  - (6) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
  - (7) 西枇杷島警察署長又はその指名する者
  - (8) 愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者
  - (9) 学識経験者
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

### (役員)

- 第4条 交通会議に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- 6 監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 7 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

#### (会議)

- 第5条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席や資料の提出を要請することができる。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

### (議決)

第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な 実施に努めるものとする。

(幹事会)

- 第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を 処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の委員は、第3条第1項に規定する構成員に基づき、会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出や意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、産業建設部まちづくり推進課まちづくり推進グループにおいて処理する。 2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、産業建設部まちづくり推進課まちづくり推進 グループを連絡、通報窓口に定めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り 定めるものとする。

附則

この告示は、平成22年5月11日から施行する。

附 則(平成26年8月5日承認)

この告示は、平成26年度第2回豊山町地域公共交通会議から施行する。

附 則(平成27年3月3日承認)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月1日承認)

この告示は、平成27年度第2回豊山町地域公共交通会議から施行する。

附 則(令和3年6月22日承認)

この告示は、令和3年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年6月21日承認)

この告示は、令和4年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和4年4月1日から適用する。